

追加資料-4 第二次審査における総合評価値について

本施設が国庫補助対象施設に該当しないことが審査委員会により第二次審査を行う日(平成17年3月1日)の前日までに分かった場合には、審査委員会は、落札者決定基準(変更)3.(4)に示す「総合評価値」に替わり「総合評価値(sub.)」(小数第4位に四捨五入)が最も高い提案を優秀提案として選定することとする。なお、「総合評価値」の場合と同様に「総合評価値(sub.)」の最も高い提案が同点で複数ある場合には、くじ引きにより優秀提案を選定する。

また、本施設が国庫補助対象施設に該当しないことが、第二次審査を行う日の前日までに分らなかった場合には、落札者決定基準(変更)に示すとおり「総合評価値」が最も高い提案を優秀提案として選定することとする。

【総合評価値(sub.)の算出式】

$$\text{総合評価値(sub.)} = \{ \text{基礎審査の得点(配点150)} + \text{内容審査の得点(配点100)} \} \\ \div (A \times 10^{-8})$$

注) 1. A = 入札価格に国庫補助金を加えた価格を現在価値換算したもの(割引率3.5%)

2. : 様式集(第二次審査)(変更)様式11-7の調達先 国庫補助金の欄に記載された金額

以 上